

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和2年度)

作成日 2021/2/24

最終更新日 2021/2/24

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2021年2月1日
国立大学法人名		国立大学法人総合研究大学院大学
法人の長の氏名		長谷川真理子
問い合わせ先		総務課法規係 tel:046-858-1548 e-mail:houki@ml.soken.ac.jp
URL		https://www.soken.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		【経営協議会からの意見】 補充原則1-3③（総合的な人事方針の策定）や④（中期的な財務計画の策定）については、「困難なので実施していない」ではなく「本学に適用することが適当でない」といった説明が適切であると考えます。なお、今後に向けては総研大が掲げるべきガバナンスコードを独自に策定し、関係方面に理解を求めるということをしてもよいのではないかと思います。総研大は決して一般の大学として優れた大学を目指すべきではないと考えています。際立った特徴のある大学として高い存在感を示して行くことは十分可能と思います。 【意見への対応状況】 補充原則1-3③（総合的な人事方針の策定）や④（中期的な財務計画の策定）については、「本学に適用することが適当でない」という記載としました。 また、関係方面に理解を求める観点から、三者協議会の適合状況等に関する報告書とは別に、本学の概要・ミッション、特性、今後の展開を内容とする「本学のガバナンスに関する基本的な考え方」とともに、実施している原則も含め、全てのガバナンス・コードの適合状況を明らかにすることとしました。関係方面への説明を含めた広報活動については、これまでも課題として指摘されてきたところであり、引き続き取り組んで参ります。

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
監事による確認		【監事からの意見】 ○ ガバナンス・コードは、自立的契約関係を構築する中で、大学としての意見を社会に問う手段ができたと捉えて他の大学とも協調して対応を取るのが良いと考えます。 ○ 中長期的にガバナンス・コードへの対応が要請されることを考慮すると、「実施している」原則が多いと後日困ることにはならないかと危惧します。 ○ 原則に対して、「高い目標を掲げる」及び「本学に適用することが適当でない」と明確にするとともに、進捗状況や「本学に適用することが適当でない」理由について、明確に説明し、大学の意見及び主張を社会に発信するのが良いと思います。 ○ 大学として様々なステークホルダーへの説明のツールができたことより重要かつ前向きに捉え、HPへの公表に際しても、ミッションやビジョン等と併せ、より上位に掲載することを検討してください。 また、「大学要覧」等の年次報告冊子の巻末に掲載し、ステークホルダーに配布することを検討してください。 【意見への対応状況】 ステークホルダーに積極的な説明を行うため、三者協議会の適合状況等に関する報告書とは別に、本学の概要・ミッション、特性、今後の展開を内容とする「本学のガバナンスに関する基本的な考え方」とともに、実施している原則も含め、全てのガバナンス・コードの適合状況を明らかにすることとしました。また、ガバナンス・コード関連事項については大学ホームページの上位に掲載することとしました。 「本学のガバナンスに関する基本的な考え方」や各原則において、大学の置かれた状況や意見を明確に記載することとしました。 なお、「実施している」とした原則についても、本学を取り巻く状況等を踏まえ、不断の見直しを図ってまいります。
その他の方法による確認		その他の方法による確認は行っておりません。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則を（下記に説明する原則を除き）すべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		【原則1-3 自主的・自律的・戦略的な経営（人事、財務、施設等）及び教学運営（教育・研究・社会貢献）の体制構築】 総合的な人事方針及び中期的な財務計画は、補充原則1-3③及び④に記載のとおり、本学に適用することは適切ではない。
		【補充原則1-3③ 総合的な人事方針】 本学の研究科・専攻は、先導科学研究科を除き、各大学共同利用機関等に設置され、教員の大半が大学共同利用機関法人等の雇用であり、採用・異動・退職等の人事管理を別法人が行っていることから、総合的な人事方針の策定を本学に適用することは適切ではない。 本学が雇用している教職員について、適切な年齢構成、様々な観点でのダイバーシティの確保に留意して人事を行っているが、教職員数が小規模であることから、これらのすべての観点を満たすことは難しい。
		【補充原則1-3④ 中期的な財務計画】 本学の研究科・専攻は、先導科学研究科を除き、各大学共同利用機関等に設置されており、①支出額の一構成部分である人件費について、研究科の教員の大半が大学共同利用機関法人等の雇用であること、②教育研究に係る経費について、本学と大学共同利用機関法人等が負担していることから、大学共同利用機関法人等の収入・支出額を含めた全体の中期的な財務計画の策定を、本学に適用することは適切ではない。 そのような前提を勘案しつつ、本学が執行管理できる範囲において、一定の要件の下、中期計画において、当該期間における予算、収支計画、資金計画を策定し、各年度計画においても、予算、収支計画、資金計画を策定している。
		【補充原則1-3⑥ 総合的な人事方針計画及び中期的な財務計画の公表】 総合的な人事方針及び中期的な財務計画は、補充原則1-3③及び④記載の理由により、策定しないため公表しない。
		【補充原則3-4-1① 監事の常勤化】 本学のガバナンスの基本的な考え方に記載したとおり、法人経営（人事、財務、施設）及び教学運営（教育、研究、社会貢献）についても、本学と大学共同利用機関法人等の双方が、適切な役割分担の下、責任と権限を有していることから、本学と大学共同利用機関法人等の双方の監事監査の対象となっている。 そのため、本学の監事監査についても、大学共同利用機関法人等との適切な役割分担の下、実施することが肝要である。 このような本学の監事監査の特性や、法人としては予算規模及び常勤教職員数が極めて小規模であることを勘案して、監事の常勤化について、今後検討していくこととする。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		【原則4-1 法令に基づく情報公開の徹底、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表】 学生の満足度の公表は、令和2年度中に行う予定であり、教育・研究に係るコストの見える化については、補充原則4-1③に記載のとおり、現時点で本学に適用することは適切ではないため、実施しない。
		【補充原則4-1② 学生の満足度の公表】 在学生・修了生アンケートによる調査結果等のウェブサイト等での公表は、令和2年度中に行う予定である。
		【補充原則4-1③ 学内における教育・研究に係るコストの見える化】 本学の研究科・専攻は、先導科学研究科を除き、各大学共同利用機関等に設置されており、本学の専攻運営費と大学共同利用機関法人等の運営費交付金で教育研究に係る経費を負担しており、研究と教育が一体となっている博士課程の大学院大学のため、国立大学協会において開発されたコスト分析手法に基づく「学内における教育・研究に係るコスト」により明示的に示すことは、他法人との連結決算の仕組み等が取り入れられない限り困難であり、現時点で、本学に適用することは適切ではないことから、実施しない。 なお、本学の財務状況を分かりやすく説明するため、財務報告書においては、財務諸表の概要に加え、収入・支出の概要、人件費等の主な項目の経年推移、各研究科・専攻別、用途別の専攻運営費の配分決算状況及び当該年度の主な事業の概要を記載している。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋		<機能強化構想> ○ビジョン 最先端研究環境をベースに独創的な研究者を育成し、新分野を開拓する大学院大学 ○戦略 Ⅰ. 最先端研究環境をベースに、基盤機関と連携し、時代が要求する独創的・国際的研究者を育成する Ⅱ. 世界トップレベル研究者間の異分野連携共同研究により、新しい研究分野を開拓する Ⅲ. 分散型キャンパスのもとで機能強化を実現するために組織・ガバナンス体制を改革する ○道筋 以下の取組を第3期中期目標期間終了時までに実現する。 ① カスタマイズ高度専門教育システムの構築 ② 国際連携教育研究環境の創出 ③ 新研究分野開拓への連携的挑戦 ④ 全学教育研究事業の評価・広報・社会還元の推進強化 ⑤ 分散型キャンパスの機能的統合のための基盤整備・強化 ■ 総合研究大学院大学機能強化構想 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/financial/ ・ 2020（令和2）年度 https://www.soken.ac.jp/cms_upload/kinoukyoukakousou.pdf ・ 2021（令和3）年度 https://www.soken.ac.jp/cms_upload/kinoukyokakousou_R3.pdf <第3期中期目標・中期計画> https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/operation/
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		「機能強化構想」の改定及び「業務の実績に関する報告書」に記載のとおり、順調に進捗している。 ■ 総合研究大学院大学機能強化構想 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/financial/ ・ 2020（令和2）年度 https://www.soken.ac.jp/cms_upload/kinoukyoukakousou.pdf ・ 2021（令和3）年度 https://www.soken.ac.jp/cms_upload/kinoukyokakousou_R3.pdf ■ 業務の実績に関する報告書 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/operation/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		役員会、経営協議会及び教育研究評議会が、法令・規程に基づき重要事項を審議し、学長が最終的な決定を行っている ■ 役員会規則 http://kitei.soken.ac.jp/doc/gakugai/rule/11.html ■ 経営協議会規則 http://kitei.soken.ac.jp/doc/gakugai/rule/12.html ■ 教育研究評議会規則 http://kitei.soken.ac.jp/doc/gakugai/rule/13.html
補充原則 1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		策定しないため公表内容はない。 (参考) ■ 男女共同参画基本計画 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/organization/gender/index.html
補充原則 1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		策定しないため公表内容はないが、中期計画において予算、収支計画、資金計画等を策定している。 ■ 国立大学法人総合研究大学院大学中期計画 (別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/operation/
補充原則 1-3⑥(4) 及び 補充原則 4-1③ 教育研究の費用及び成果等(法人の活動状況や資金の使用状況等)		< 法人の活動状況 > 各事業年度の業務実績報告書、事業報告書に記載のとおりである。 ■ 各事業年度の業務実績報告書 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/operation/ ■ 事業報告書 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/financial/ < 資金の使用状況等 > 決算報告書、財務諸表及び財務報告書に記載のとおりである。 ■ 決算報告書、財務諸表及び財務報告書 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/financial/
補充原則 1-4② 法人経営を担いえる人材を計画的に育成するための方針		小規模組織であることや、基盤となる大学共同利用機関の教員との間に雇用関係が無い特殊事情を踏まえて、普段の日常業務を通じ、学長・理事等の補佐を行わせることや、基盤となる大学共同利用機関の教員に役員と協働してタスクフォースやプロジェクトに参画させることにより実施する。
原則 2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		理事の分掌については、渡辺芳人理事(企画・総務・財務・情報)、永田敬理事(教育・研究・国際・IR、兼副学長)、小川雄二郎理事(広報・社会連携・渉外)となっている。 ■ 役職員一覧 https://www.soken.ac.jp/outline/organization/executive/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録		月 1 回定期的に開催される役員会の議事録について、日時、場所、出席者、陪席者、審議事項・報告事項、審議の結果及び意見交換の概要を公開している。 ■ 主要会議情報 役員会 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/conference/officer/
原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		<外部の経験を有する人材を求める観点> 登用にあたっては、性別・国際性・障害の有無等の観点でのダイバーシティの確保や、外国や外部の機関の経験の有無に留意して行っている。 また、職務記述書（ジョブ・ディスクリプション）を明確化し、公募により広く人材を求め、登用している。 ■ 男女共同参画基本計画 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/organization/gender/index.html <上記人材の登用の状況> 上記登用の結果、外国経験や外国の大学の学位を有する者、職員については他大学・機関との人事交流を行っている。
補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		<経営協議会の外部委員の選考方針> 大学共同利用機関法人等の機構長等のほか、産業界や行政の関係者、国立大学、私立大学出身の有識者や、女性や外国人の参画も考慮して、幅広く選考する。 ■ 経営協議会委員 https://www.soken.ac.jp/outline/organization/council/ <外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫> 議題の精選や資料の事前提供等、会議の運営上必要な工夫を行っている。 ■ 主要会議情報 経営協議会 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/conference/management/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3-3-1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		<学長の資質・能力に関する基準> 人格が高潔、学識に優れ、リーダーシップの発揮、優れたマネジメント能力、コミュニケーション能力と調整力を有する者などの資質・能力に関する基準を定めている。 <選考理由> 学長に求められる資質・能力を踏まえ、選考資料や面接等の結果を総合的に判断した結果、長谷川 眞理子氏が、強いリーダーシップのもと優れたマネジメント能力を発揮して法人を運営し、大学共同利用機関等との緊密な連携協力を得て、教育研究の水準をより一層向上させることが大いに期待されることから、次期学長に適していると考え、学長候補者に決定した。 <選考結果及び選考過程> 学長選考会議委員及び各基盤機関等から推薦された者（1名）について、学長に求められる資質・能力に関する審査を行い、第1次学長候補適任者として決定した。さらに推薦時に提出された選考資料等により、経歴及び教育研究業績等の審査を行い、第2次学長候補適任者として決定した。個別面接を実施した結果、長谷川 眞理子氏を学長候補者に決定した。 ■ 学長選考 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/president_nomination/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		学長任期規程に基づき、任期 3 年、引き続き 6 年を超えて在任できないこととされている。 ■ 学長任期規程 http://kitei.soken.ac.jp/doc/gakugai/rule/15.html
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		学長解任申出要綱に基づき、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき、職務上の義務違反があるときなどについては、学長選考会議委員の 3 分の 1 以上の委員の解任の請求等により審査を行い、委員の 3 分の 2 以上の議決により、解任の申出を決定することとしている。 ■ 学長解任申出要綱 http://kitei.soken.ac.jp/doc/gakugai/rule/334.html
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		毎事業年度、学長の業務執行状況について、当該期間における取組実績や第 3 期中期目標・中期計画の達成に向けた取組状況を総合的に検討した結果、適切に執行されていたと判断できるとされた。 ■ 学長の業務執行状況の確認結果 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/president_status/
原則 3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		大学総括理事を置かないため、公表内容はない。
基本原則 4 及び原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		内部統制推進規則等に基づき、内部統制推進委員会及び内部統制推進室（注）を設置し、毎事業年度終了後、各部局に内部統制推進の実施状況の報告を求め、必要に応じて改善策の検討を行っている。 ■ 内部統制推進規則 http://kitei.soken.ac.jp/doc/gakugai/rule/368.html （注）内部統制推進室 事務局長及び各課室長等で構成。内部統制推進の立案、実施及び実施状況の把握、業務実施の障害となる要因に関する識別、分析及び評価にあたる。
原則 4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		法人経営、教育・研究・社会貢献活動等様々な情報についてウェブサイトを中心に、情報への容易なアクセスを重視している。このほか、公式 SNS による情報発信などにより行っている。 ■ 大学ウェブサイト https://www.soken.ac.jp/ ■ 公式 SNS ・ Facebook https://www.facebook.com/SOKENDAI ・ YouTube https://www.youtube.com/channel/UC7MuriWACQ7x8SMXFjVRWlg

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		法人経営、教育・研究・社会貢献活動等様々な情報についてウェブサイトを中心に、情報への容易なアクセスを重視している。このほか、公式SNSによる情報発信などにより行っている。 ■ 大学ウェブサイト https://www.soken.ac.jp/ ■ 公式SNS ・ Facebook https://www.facebook.com/SOKENDAI ・ YouTube https://www.youtube.com/channel/UC7MuriWACQ7x8SMXFjVRWlg
補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報		< 学生が身に付けることができる能力 > ■ 総合研究大学院大学の教育の目標と方針 https://www.soken.ac.jp/education/policy/ < 学生の進路状況 > 課程修了者及び単位取得退学者の概ね半数を超える者が、研究職又は専門職・技術職に従事している。 ■ 修了生進路状況 https://www.soken.ac.jp/outline/dbook/career/ < 学生の満足度 > 在学生・修了生アンケート調査結果を、ウェブサイト上で公表予定である。
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/ ■ 学校教育法施行規則に基づき、公表すべき教育研究活動等の状況 https://www.soken.ac.jp/outline/education/educational_activities/ ■ 医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 該当無し ■ 医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 該当無し